

標準的手法の検証項目リスト

標準的手法採用行（内部格付手法採用行が部分的に標準的手法を用いる場合を含む。）は、保有するエクスポージャーに対して適切なリスク・ウェイトを適用して、正確な自己資本比率を算出することが求められる。

本検証項目リストは、標準的手法採用行における信用リスク管理態勢を具体的に確認するため、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成 18 年金融庁告示第 19 号。以下「告示」という。）の内容を整理し、作成したものである。

検査官は、本検証項目リストを参考にして、告示及び告示に関する Q&A 等に基づき、金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。

（注）検証項目についての説明

特にことわりのない限り、検証項目は標準的手法採用行に対して、ミニマム・スタンダードとして求められる項目である。

なお、以下の項目については、経過措置が定められているので、検証時には留意が必要である。

- ① 平成 22 年 3 月 31 日前において、締結する元本補填信託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、なお従前の例によることができる。
- ② 平成 18 年 3 月 31 日において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成 26 年 6 月 30 日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」（平成 5 年大蔵省告示第 55 号）を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができる。

（注）用語の定義

本検証項目リストにおいて使用する用語の定義は、告示における定義に準拠する。

I. 外部格付の取扱い

1. 格付使用基準

リスク・ウェイトの判定に当たり、あらかじめ、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアの使用の基準（以下「格付使用基準」という。）を設けているか。

信用リスク・アセットの額を意図的に小さくするために格付使用基準を設けていないか。

また、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアを内部管理において用いている場合、格付使用基準を当該内部管理における使用方法と整合的なものとしているか。

2. 非依頼格付

リスク・ウェイトの判定に当たり、非依頼格付を使用していないか。（中央政府に付与されたものである場合は除く。）また、依頼・非依頼の別を債務者や格付機関等から何ら確認することなく、無格付としていないか。

3. 同一通貨建てでない場合の格付

個別格付（特定の債務に付与された格付をいう。）又は債務者信用力格付（債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。）が標準的手法採用行の保有するエクスポージャーと同一通貨建てのエクスポージャーに係るものでない場合に、当該個別格付又は債務者信用力格付を用いていないか。ただし、金融機関の保有する現地通貨建てのエクスポージャーが国際開発銀行（0%のリスク・ウェイトを適用することが認められているものに限る。）との協調融資に係るものである場合は除く。

4. 複数の格付

保有するエクスポージャーについて、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアが2つ以上ある場合で、それらに対応するリスク・ウェイトが異なるときは、最も小さいリスク・ウェイトから数えて2番目に小さいリスク・ウェイトを用いているか。ただし、最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するものであるときは、当該最も小さいリスク・ウェイトを用いるものとする。

5. 評価対象が異なる格付

格付における評価の対象が標準的手法採用行の保有するエクスポージャーと異なることにより、当該格付を用いるとリスク・アセットの額が過小に評価されるおそれがある場合、当該格付を用いていないか。

II. リスク・ウェイトの適用

1. エクスポージャー区分

(1) 以下の全ての要件を満たし75%のリスク・ウェイトを適用しているものについて、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーに適切に区分されているか。

① 一の債務者（中小企業等及び個人に限る。）に対するエクスポージャーの額（信用リ

スク削減手法適用前のものとする。)を合計した額から信用保証協会等¹により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が1億円以下であること。

- ② 一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が①の要件を満たすエクスポージャー(3カ月以上延滞エクスポージャーを除く)の額を合計した額の0.2%を超えないこと。

- (2) 以下の要件を全て満たし、かつ、その資金使途が住宅の建設、取得又は増改築に限定されているものについて、抵当権付住宅ローンに適切に区分されているか。

- ① 抵当権が以下のイ.及びロ.の条件を満たしていること。

イ. 抵当権が設定されている住宅が、債務者による自己居住目的(別荘その他これに類するものを除く。)又は賃貸に供する目的のものであること。

ロ. 抵当権が第一順位であること。ただし、住宅金融支援機構その他の公的機関が第一順位の抵当権を設定している場合であって、担保余力があり、かつ、当該住宅ローンに関する抵当権が次順位である場合は、この限りではない。

- ② 当該エクスポージャーが抵当権により完全に保全されていること。

- ③ 当該エクスポージャーが以下のイ.からハ.までに該当しないこと。

イ. 住宅建設又は宅地開発を主たる業務として行っている事業者に対するエクスポージャー

ロ. 資金使途が社宅等の建設、取得又は増改築であるエクスポージャー

ハ. 抵当権を設定した住宅の賃貸が現に行われておらず、かつ、返済が専ら当該住宅からの賃料その他の収入に依存しているエクスポージャー

- (3) 不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料、その他の収入に依存しているものについて、不動産取得等事業向けエクスポージャーとして適切に区分されているか。

- (4) 3カ月以上延滞エクスポージャー(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している者に係るエクスポージャーをいう。)について、適切に区分されているか。

また、当該エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等(個別貸倒引当金の額、特定海外債権引当勘定の額及び部分直接償却の額をいう。)の額の割合について、適切に把握されているか。さらに、当該割合に応じて、適切にリスク・ウェイトが算定されているか。

- (5) 取立未済手形、出資等エクスポージャーについて適切に区分されているか。

また、当該エクスポージャーのうち、重要な出資のエクスポージャーについて、適切に区分されているか。

- (6) 信用保証協会等、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーについて、適切に区分されているか。

¹ 信用保証協会等とは、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会をいう。

- (7) 国内基準行²にあつては、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーについて、適切に区分されているか。
- (8) 国際統一基準行²にあつては、特定項目のうち、普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーについて、適切に区分されているか。また、国内基準行にあつては、特定項目のうち、コア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーについて、適切に区分されているか。

2. オフ・バランス取引

オフ・バランス取引の与信相当額の算出に当たり、想定元本額に乗じる掛目は以下の通りとなっているか。

- ① 任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント (⑤、⑧、⑨に該当するものを除く。) 又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント 0%
- ② 原契約期間が1年以下のコミットメント (①のコミットメントを除く。) 20%
- ③ 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務 20%
- ④ 特定の取引に係る偶発債務 (③に該当するものを除く。) 50%
- ⑤ NIF 又は RUF 50%
- ⑥ 原契約期間が1年超であるコミットメント (①のコミットメントを除く。) 50%
- ⑦ 信用供与に直接的に代替する偶発債務 100%
- ⑧ 買戻条件付又は求償権付の資産売却 100%
- ⑨ 先物資産購入、先渡預金、部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入 100%
- ⑩ 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入 100%

なお、将来においてオフ・バランス取引を実行する約束を行っている場合であつて、適用可能な複数の掛目があるときは、最も低い掛目を適用するものとする。

3. 派生商品取引及び長期決済期間取引

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額について、カレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポージャー方式を用いて適切に算出されているか。

Ⅲ. 信用リスク削減手法の利用

1. 共通の検証項目

- (1) 適格格付機関がエクスポージャーに付与する格付に信用リスク削減手法の利用による効果が既に反映されている場合、当該エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出において信用リスク削減手法を適用していないか。

また、信用リスク削減手法の適用において、元本のみ償還可能性を評価した格付を用いていないか。

- (2) リスク・アセットの額の算出において信用リスク削減手法を適用する場合、当該信用

² 標準的手法の検証項目リストは、便宜上、告示の内容を整理し、作成したものであり、「国内基準行」及び「国際統一基準行」については、金融機関の種類に応じて適宜読み替えるものとする。

リスク削減手法の契約に係る文書は、取引に係る全ての当事者を拘束するとともに、当該取引に関連する全ての法律に照らして有効なものとなっているか。

また、その法的有効性について継続的に検証しているか。

2. 適格金融資産担保付取引に係る検証

(1) マーケット・リスク相当額の算出の対象となっている資産に関するオフ・バランス取引又は派生商品取引の与信相当額について信用リスク削減手法を適用する場合には、包括的手法を用いているか。

また、マーケット・リスク相当額の算出の対象となっている資産以外の適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法を適用する場合には、その全てについて簡便手法又は包括的手法のいずれか選択した手法を用いているか。

(2) 適格金融資産担保を信用リスク削減手法として用いる場合には、以下の条件を満たしているか。

- ① 適格金融資産担保に係る担保権を維持し、実行するために必要な全ての措置を講じていること。
- ② 担保権の実行を可能とする事由が発生した場合に、取引相手又は適格金融資産担保の管理の受託者に対して、適格金融資産担保を適時に処分又は取得する権利を有していること。
- ③ 適格金融資産担保の適時の処分又は取得が可能となるよう、適切な内部手続を設けていること。
- ④ 適格金融資産担保の管理が第三者に委託されている場合、受託者が当該金融資産担保と受託者自身の資産を分別管理していることを確認していること。

(3) 適格金融資産担保付取引の取引相手の信用リスクと当該適格金融資産担保の信用リスクが顕著な正の相関を有する場合、当該担保を信用リスク削減手法として用いていないか。

(4) 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は以下のものとなっているか。

- ① 現金及び自行預金（銀行がエクスポージャーについてクレジット・リンク債を発行している場合を含む。ただし、マーケット・リスク相当額の算出を行っている銀行において、マーケット・リスク相当額の算出の対象となっている資産についてクレジット・リンク債を発行している場合については除く。）
- ② 金
- ③ 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体若しくは標準的手法で0%のリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行の発行する債券
- ④ 適格格付機関が格付を付与している債券であって、以下のいずれかに該当するもの。ただし、③に該当するものを除く。
 - イ. 中央政府、中央銀行、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関が発行した債券であって、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1－4以上であるもの
 - ロ. イ. の債券以外の債券であって、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が、2－2、4－3又は6－3（再証券化エクスポージャーに該当

- するものを除く。)以上であるもの
- ハ. 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が、5-3又は7-3(再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。)以上である短期の債券
- ⑤ 適格格付機関が格付を付与していない債券であって、以下の全ての条件を満たすもの
- イ. 発行者が以下に掲げる主体であること。
- (i) 金融機関、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社
- (ii) パーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社
- ロ. 取引所金融商品市場、店頭売買有価証券市場又は外国金融商品市場において売買されていること。
- ハ. 劣後債権でないこと。
- ニ. 発行者が負っている同順位の債務に対し、適格格付機関が、4-3又は5-3の信用リスク区分に対応する格付を下回る格付を付与していないこと。
- ホ. 標準的手法採用行が、当該債券の信用度が信用リスク区分において4-3又は5-3を下回ると信ずるに足る情報を有しないこと。
- ヘ. 当該債券に十分な流動性があること。
- ⑥ 指定国の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式等
- ⑦ 投資信託その他これに類する商品(以下「投資信託等」という。)であって、以下の全ての条件を満たすもの
- イ. 投資対象が簡便手法において担保適格となる資産に限定されていること。ただし、当該投資信託等が投資している資産のリスクをヘッジするために派生商品取引を用いることを妨げない。
- ロ. 当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。
- (5) 包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保は、上記(4)に該当するもの及び以下のものとなっているか。ただし、レポ形式の取引であって、取引対象の資産がマーケット・リスク相当額の算出の対象となっているもの(再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。)については、適格金融資産担保の範囲を限定しない。
- ① 上場株式であって、指定国の代表的な株価指数を構成しない株式を発行している会社の株式等
- ② 以下の全ての条件を満たす投資信託等
- イ. 投資対象が(4)に該当する資産及び①の株式等に限定されていること。ただし、当該投資信託等が投資している資産のリスクをヘッジするために派生商品取引を用いることを妨げない。
- ロ. 当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。

3. 包括的手法

- (1) 包括的手法を用いる場合、信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額(以下「信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額」という。)をボラティリティ調整率を用いて以下の算式により計算しているか。

$$E^* = E \times (1 + H_e) - C \times (1 - H_c - H_f x)$$

E*は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、0を下回らない値とする。）

Eは、エクスポージャーの額

Heは、エクスポージャーが有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入の与信相当額である場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

Cは、適格金融資産担保の額

Hcは、適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率

Hfxは、エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率

- (2) 標準的ボラティリティ調整率を用いる場合、適切なボラティリティ調整率を用いているか。例えば、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整及び担保額調整又は時価評価の頻度によるボラティリティ調整率の調整を行っているか。
- (3) ボラティリティ調整率について自行推計ボラティリティ調整率を用いている場合、当該調整率の使用に係る承認基準（定性的基準及び定量的基準）の充足状況を確認しているか。
- (4) 中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式以外の取引について、ボラティリティ調整率の適用を除外していないか。
- (5) 法的に有効な相対ネットティング契約下にある複数のレポ形式の取引について相対ネットティング契約の効果を勘案する場合、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額が以下の算式により算出されているか。

$$E^* = (\Sigma E - \Sigma C) + \Sigma (E_s \times H_s) + \Sigma (E_{fx} \times H_{fx})$$

E*は、当該複数のレポ形式の取引のリスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、0を下回らない値とする。）

ΣE は、当該複数のレポ形式の取引のエクスポージャーの額の合計額

ΣC は、当該複数のレポ形式の取引の担保の額の合計額

E_s は、証券ごとのネット・ポジションの額の絶対値

H_s は、当該証券に適用すべきボラティリティ調整率

E_{fx} は、ネット・ポジションのうち、決済通貨と異なる通貨によるポジションの額の絶対値

H_{fx} は、エクスポージャーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率

- (6) 法的に有効な相対ネットティング契約下にある複数のレポ形式の取引について、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額の算出を行う際に、エクスポージャー変動額推計モデルを使用している場合、当該推計モデルの使用に係る承認基準（定性的基準及び定量的基準）を充足しているか。

4. 簡便手法

- (1) 簡便手法を用いる場合、以下の条件を満たしているか。
- ① エクスポージャーの残存期間が、当該適格金融資産担保の残存期間を超えていないこと。
 - ② 適格金融資産担保が、少なくとも6カ月に1回以上再評価されること。
- (2) 簡便手法においては、エクスポージャーの額のうち信用リスク削減手法の適用されている部分について、取引相手に対するリスク・ウェイトに代えて、担保となる資産のリスク・ウェイトを適用しているか。
- また、以下の場合を除き、リスク・ウェイトは20%を下回っていないか。
- ① ボラティリティ調整率の適用除外の条件を満たし、かつ、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引であるとき 0%
 - ② ボラティリティ調整率の適用除外の条件を満たし、かつ、中核的市場参加者を取引相手としないレポ形式の取引であるとき 10%
 - ③ 派生商品取引に係るエクスポージャー（カレント・エクスポージャー方式を使用する場合に限る。）と担保が同一の通貨建てであり、かつ、毎営業日に時価評価を行っている場合において、現金又は自行預金が担保であるとき 0%
 - ④ ③の場合において、中央政府等又は我が国の地方公共団体の発行する債券が担保であり、かつ、当該債券の標準的手法におけるリスク・ウェイトが0%のとき 10%
 - ⑤ エクスポージャーと担保が同一の通貨であり、かつ、以下のイ. 又はロ. に該当するとき（レポ形式の取引又は派生商品取引である場合を除く。） 0%
- イ. 担保が現金又は自行預金であること。
- ロ. 担保が中央政府等又は我が国の地方公共団体の発行する債券であって、当該債券の標準的手法におけるリスク・ウェイトが0%であり、かつ、担保価額を時価の80%以下としていること。

5. 貸出金と自行預金の相殺

- (1) 相殺契約下にある貸出金と自行預金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする場合、以下の条件を全て満たしているか。ただし、貸出金と自行預金の通貨が同一でない場合には、担保とエクスポージャーの通貨が異なる場合のボラティリティ調整率を預金の額に適用することを要する。
- ① 取引相手の債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令又は特別清算開始の命令その他これらに類する事由にかかわらず、当該取引に関連する国において貸出金と自行預金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。
 - ② 同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自行預金をいずれの時点においても特定することができること。
 - ③ 自行預金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること。
 - ④ 関連するエクスポージャーについて、貸出金と自行預金の相殺後の額が、監視及び管理されていること。
- なお、上記のボラティリティ調整率の計算に係る条件については、包括的手法に関する規定を準用する。ただし、最低保有期間は10営業日とする。

6. 保証及びクレジット・デリバティブ

- (1) 保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、以下の全ての条件を満たしているか。

- ① 保証又はクレジット・デリバティブが、保証人又はプロテクション提供者に対する直接的な債権となっていること。
 - ② 被保証債権若しくは原債権又は保証若しくはクレジット・デリバティブの対象となしうる債権の範囲が明らかになっていること。
 - ③ 保証若しくはクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果の提供を受けるために必要な支払を行わない場合又は信用リスク削減効果を終了させる権利を保証人又はプロテクション提供者が持っている場合を除いて、信用リスク削減効果の提供が中止されないこと。
 - ④ 被保証債権又は原債権の債務者の信用度が悪化した場合に、保証人又はプロテクション提供者に対する支払いを実質的に追加することが必要とされないこと。
 - ⑤ 保証又はクレジット・デリバティブ契約の文書が作成されていること。
 - ⑥ 保証又はクレジット・デリバティブは、被保証債務について支払不履行が生じた場合又はプロテクション履行事由が生じた場合、保証人又はプロテクション提供者が適時に支払を行うことを妨げる条項を含まないこと。
- (2) 保証に関する条件として、上記(1)の条件に加えて以下の全ての条件を満たしているか。
- ① 保証債務の履行事由が生じた場合、被保証債権の債務者に対して訴訟による請求をすることなしに、保証人に対して速やかに保証債務の履行を請求できること。
 - ② 手数料、利息その他の元本以外のものも保証の対象としていること。
- (3) クレジット・デリバティブに関する条件として、上記(1)の条件に加えて以下の全ての条件を満たしているか。
- ① 当該クレジット・デリバティブは、以下の事由の発生に基づき、支払を受けられるものであること。
 - イ. 原債権に係る支払義務の不履行（免責額の定めを設けることを妨げない。）
 - ロ. 原債権の債務者に係る破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令若しくは支払不能又は原債権の弁済期の到来時に債務不履行となる可能性が極めて高いことを認定した文書の存在その他これらに類する事由
 - ハ. 原債権の元本、利息又は手数料の支払に関する減免又は猶予の発生のうち、原債権の債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行われたもの
 - ② プロテクション提供者が①の事由の発生に基づく支払額を原債権の債務者の特定の債務についての評価額に基づいて算定し、これを現金で支払うことで決済できる場合には、当該評価を適切に行うための手続（当該評価を行うまでの期間の定めを含む。）が確立していること。
 - ③ ①の事由の発生に基づく決済のために、プロテクション提供者に対して原債権を譲渡することを義務付けられている場合であって、当該譲渡に際して原債権の債務者の同意を要するときは、当該同意は理由なく留保されないことが、原債権に係る文書で定められていること。
 - ④ プロテクション提供者に①の事由の発生を通知する権利を有しており、かつ、当該事由の発生の有無を判断する者が、明確であること。ただし、当該判断はプロテクション提供者のみが行うものであってはならない。
 - ⑤ 原債権が決済のための参照債務に含まれていない場合には、決済のための参照債務が原債権と同一又はそれに劣後する支払順位にあり、原債権と決済のための参照債務の債務者が同一であり、かつ、決済のための参照債務が法的に有効なクロス・デフォ

ルト条項等（原債権について①の事由が生じた場合に、参照債務について期限の利益を喪失させることを可能とする条項をいう。）が設けられていること。

⑥ 原債権が信用事由判断のための参照債務に含まれていない場合には、信用事由判断のための参照債務が原債権と同一又はそれに劣後する支払順位にあり、信用事由判断のための参照債務と原債権の債務者が同一であり、かつ、信用事由判断のための参照債務が法的に有効なクロス・デフォルト条項等が設けられていること。

⑦ 当該クレジット・デリバティブが、保証と同等の信用リスク削減効果を提供するクレジット・デフォルト・スワップ又はトータル・リターン・スワップであること。ただし、当該トータル・リターン・スワップにより受領した純受取額を収益として認識する場合には、原債権の価値の減少を帳簿価額の減額又は引当てを通じて認識していることを要する。

(4) 保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は以下のものであるか。

① 被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される以下の主体

イ. 中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門及び国際開発銀行

ロ. 金融機関、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社

ハ. バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社

② 上記①以外の主体であって、適格格付機関が格付を付与しているもの（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。）

(5) 信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該水準に相当する額について、告示第8章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しているか。

(6) 信用リスク削減手法として用いる保証による被保証部分又はクレジット・デリバティブによってプロテクションが提供されている部分がエクスポージャーより小さい場合であって、保証人又はプロテクション提供者が被保証債権又は原債権に係る損失をエクスポージャーの額に対する保証又はプロテクションの額の割合に比例する形で負担するときは、エクスポージャーのうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案しているか。

(7) エクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該留保した部分について証券化エクスポージャーの規定を準用して取り扱っているか。

(8) 保証又はクレジット・デリバティブの通貨がエクスポージャーの通貨と一致しない場合における保証額又はクレジット・デリバティブの想定元本額は、以下の算式により算出されているか。

$$G_a = G \times (1 - H_{fx})$$

G_a は、調整後の保証額又はクレジット・デリバティブの想定元本額

G は、保証額又はクレジット・デリバティブの想定元本額

H_{fx} は、保証又はクレジット・デリバティブの通貨とエクスポージャーの通貨が一致しない場合に適用するボラティリティ調整率

また、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整及び担保額調整又は時価評価の頻度によるボラティリティ調整率の調整を行っているか。

7. 信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回る場合の取扱い

- (1) 信用リスク削減手法を使用する場合、以下の定めに従い、エクスポージャーの残存期間及び信用リスク削減手法の残存期間を、ともに保守的な値としているか。
- ① エクスポージャーの残存期間は、原則として、債務の履行がなされる期日として考えられうるもののうち最も遅い期日に基づいて計算するものとし、猶予期間（支払義務の不履行が期限の利益を喪失させるまでに必要な期間をいう。）が設けられている場合にはこれを残存期間に含めなければならない。
 - ② 信用リスク削減手法の残存期間は、原則として、以下のイ. 及びロ. に定めるほか、信用リスク削減手法に組み込まれたオプションがその残存期間を短縮する可能性を考慮に入れたうえで最短の残存期間を用いなければならない。
 - イ. 信用リスク削減効果を終了させる権利を保証人又はプロテクション提供者が持っている場合、残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。
 - ロ. 信用リスク削減効果を終了させる権利を標準的手法採用行が保有し、終了させない場合に標準的手法採用行が信用リスク削減効果を早期に終了させる相応の動機を持つときは、信用リスク削減手法の残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。
- (2) 信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回り、かつ、以下のいずれかに該当する場合、信用リスク削減手法を適用していないか。
- ① 信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、信用リスク削減手法の残存期間が1年を下回るとき。
 - ② 信用リスク削減手法の残存期間が3ヶ月以下となったとき。
- (3) 信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回る場合、信用リスク削減手法の効果を、以下の算式により調整しているか。

$$P_a = P \times \left\{ \frac{(t - 0.25)}{(T - 0.25)} \right\}$$

P_a は、残存期間調整後の信用リスク削減手法の額

P は、信用リスク削減手法の額（ボラティリティ調整率が適用される場合には、その調整後の額とする。）

t は、信用リスク削減手法の残存期間を年数で表示した値。ただし、 t が T よりも大きい場合には T を用いる。

T は、エクスポージャーの残存期間を年数で表示した値。ただし、エクスポージャー

の残存期間が5年を超える場合には、5を用いる。

8. 信用リスク削減手法に関するその他の事項

- (1) 一のエクスポージャーに複数の信用リスク削減手法の効果を勘案する場合、エクスポージャーをそれぞれの信用リスク削減手法を適用する部分に任意に分割し、分割後のエクスポージャーごとに一の信用リスク削減手法を用いているか。
- (2) 一の主体が一のエクスポージャーに対して複数の保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合であって、それらの通貨又は残存期間が異なるときは、エクスポージャーをそれぞれの保証又はクレジット・デリバティブを適用する部分に分割しているか。

9. ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ

- (1) 信用リスク削減手法としてファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを用いる場合、当該クレジット・デリバティブによるプロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーに限り、信用リスク削減効果を勘案しているか。
- (2) ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合において、適格格付機関が当該クレジット・デリバティブに格付を付与しているときは、当該プロテクションの提供に係るエクスポージャーについて証券化エクスポージャーに係る規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しているか。

また、この場合、適格格付機関が格付を付与していないときは、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを1250%を上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額が算出されているか。

10. セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ

- (1) 信用リスク削減手法としてセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを用いる場合、以下の通りとなっているか。
 - ① 当該セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに加え、プロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーを同じくするファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを取得している場合
プロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーのうち、当該セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が2番目に小さい一のエクスポージャーに限り、信用リスク削減効果を勘案する。
 - ② プロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーのいずれか一つについて既に信用事由が発生している場合
プロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーであって、信用事由の発生していないもののうち、当該セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したと

きに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポーザーに限り、信用リスク削減効果を勘案する。

- (2) セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合、ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの規定を準用しているか。
- (3) 特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）については、(1)及び(2)の規定を準用しているか。

IV. 証券化エクスポージャー

1. 共通の取扱い

- (1) 以下のものについて、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。なお、以下のものに個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該引当金の額を差し引くことができる。
 - イ. 告示第8章の規定により 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー
 - ロ. 信用補完機能を持つI/O ストリップス
- (2) 資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であって、以下の条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額が算出されているか。
 - ① 原資産に係る主要な信用リスクが第三者に移転されていること。
 - ② 当該銀行が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、銀行の倒産手続等においても当該銀行又は当該銀行の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に銀行から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等による意見書を具備していること。この場合において、以下のイ. 又はロ. の要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。
 - イ. 当該銀行が譲受人に対して当該原資産の買戻権を有していること。ただし、買戻権の行使が⑥に該当するクリーンアップ・コールである場合は、この限りでない。
 - ロ. 当該銀行が当該原資産に係る信用リスクを負担していること。ただし、①に反しない限度での劣後部分の保有は妨げられない。
 - ③ 当該証券化取引における証券化エクスポージャーに係る投資家の権利は、原資産の譲渡人である当該銀行に対する請求権を含むものでないこと。
 - ④ 原資産の譲受人が証券化目的導管体であって、かつ、当該証券化目的導管体の出資持分を有する者が、当該出資持分について任意に質権を設定し、又は譲渡する権利を有すること。
 - ⑤ 原資産の譲渡契約において以下のイ. からハ. までの条項のいずれかが含まれるものでないこと。
 - イ. 原資産の平均的な信用力の向上を目的として、当該銀行が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。
 - ロ. 譲渡日以降に当該銀行による最劣後部分や信用補完の追加的な引受けを認める条項

- ハ. 証券化エクスポージャーの裏付資産の信用力の劣化に応じて投資家、第三者たる信用補完提供者その他の当該銀行以外の者に対する利益の支払を増加させる条項
- ⑥ 当該証券化取引にクリーンアップ・コールが含まれる場合は、当該クリーンアップ・コールが次のイ. からハ. までの条件の全てを満たすものであること。
- イ. クリーンアップ・コールの行使は、当該銀行の裁量にのみ依存すること。
- ロ. クリーンアップ・コールが、投資家に損失が移転することを妨げる目的又は当該投資家の保有する証券化エクスポージャーに対して信用補完を提供する目的で組成されたものでないこと。
- ハ. クリーンアップ・コールの行使は、原資産又はオリジネーター以外のものが保有する未償還の証券化エクスポージャーの残高が当初の残高の 10%以下となった場合に限られること。
- ⑦ 契約外の信用補完等を提供していないこと。

2. 標準的手法の取扱い

- (1) 証券化エクスポージャーについて、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、適切なリスク・ウェイトを乗じて信用リスク・アセットの額が算出されているか。
- (2) 証券化取引における格付は以下に掲げる適格性に関する基準を満たしているか。
- ① 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして保有するエクスポージャーの信用リスクを適切に反映していること。
 - ② 当該格付は、証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。
 - ③ 当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。
 - ④ 銀行が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された格付が、当該銀行による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与に基づき付与されたものではないこと。
- (3) 証券化取引における格付の利用に関して以下に掲げる基準を満たしているか。
- ① 同種の証券化エクスポージャーに対して利用する一又は複数の適格格付機関を定めていること。
 - ② 当該適格格付機関が付与する格付を継続性を持って利用すること。
 - ③ 同一の証券化取引を構成する証券化エクスポージャーについて個別の証券化エクスポージャーごとに異なる適格格付機関から取得した格付を利用していないこと。
 - ④ 銀行の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。
 - ⑤ 銀行の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。
 - ⑥ 銀行の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。
 - ⑦ 銀行が、告示第 1 条第 2 号のニイ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包

括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

⑧ ④から⑦までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。

(4) 以下の①から③までに掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合、当該証券化エクスポージャーは、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。

① 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する(4)の基準のいずれかを満たさない場合

② 証券化取引における格付の利用に関する(5)の基準のいずれかを満たさない場合

③ 適格格付機関が当該証券化エクスポージャーに付与する格付が証券化目的導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であって、かつ、保証人又はプロテクション提供者が適格な保証人又はプロテクション提供者に該当しない場合

なお、以下の①及び②に掲げる要件の全てを満たす場合には、無格付（上記①から③までに該当する場合を含む。以下この項において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

① 当該証券化エクスポージャーが最優先部分であること。

② 銀行が、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の構成を常に把握していること。

また、以下の①及び②に掲げる要件の全てを満たす場合には、ABCP プログラムに対して提供される無格付の融資枠契約及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、1250%のリスク・ウェイトの適用に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと 100%のうち、いずれか高い方を適用することができる。

① 当該証券化エクスポージャーが経済的に最劣後部分に該当せず、かつ、それらが構成する証券化取引において、最劣後部分が当該証券化エクスポージャーに対して十分な信用リスクを引き受けていると認められる場合

② 銀行が、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引の最劣後部分を保有していないこと。

さらに、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとするができる。

V. CVAリスク

(1) 標準的リスク測定方式を用いて、以下に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額が算出されているか。

① 中央清算機関

② 銀行が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合であって、以下に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

イ. 間接清算参加者のトレード・エクスポージャーについて、以下に掲げる場合における間接清算参加者の損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清

算参加者が講じていること。

(i) 直接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

(ii) 他の間接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

ロ. 間接清算参加者がその適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を委託している直接清算参加者が債務不履行又は支払不能により適格中央清算機関の清算参加者としての資格を失った場合においても、間接清算参加者が追加的な負担をすることなく他の直接清算参加者又は適格中央清算機関と当該トレード・エクスポージャーに関する契約を継続又は承継するための枠組みが存在していること。

③ 資金清算機関等

なお、以下の①から④までに該当しない国内基準行にあつては、簡便的リスク測定方式を用いて、上記①から③までに掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

① 内部格付手法採用行

② 内部モデル方式採用行

③ 先進的計測手法採用行

④ 期待エクスポージャー方式の使用について、承認を受けた銀行

(2) 債券等に係る個別リスクの算出に内部モデル方式を用いることについて金融庁長官の承認を受けており、かつ、与信相当額の算出に期待エクスポージャー方式を用いることについて金融庁長官の承認を受けている場合には、上記(1)にかかわらず、先進的リスク測定方式を用いて、以下に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額が算出されているか。

① 中央清算機関

② 銀行が中央清算機関の間接清算参加者である場合であつて、上記(1)②に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

③ 資金清算機関等

VI. 中央清算機関関連エクスポージャー

以下に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、告示第8章の3の規定により適切に算出されているか。

① 中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー

② 中央清算機関に係る清算基金

③ 直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー